

28日建第87号

平成28年5月31日

建築関係団体 各位

愛知県日進市長 萩野 幸三
(公印省略)

日進市開発等事業に関する手続条例等の運用への協力について(依頼)

平素は、本市の建築行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本市では、市民・事業者・行政の協働による住み良い街づくりの推進を目的に、平成18年4月1日から自主条例「日進市開発等事業に関する手続条例」(以下「条例」という。)を施行し、建築行為等の適正な土地利用の誘導に努めています。

建築行為等に際し、許可、認可その他法令に基づく申請をする前に、条例に規定する手続を経なければならないと定めています。

手続を経ることにより、事業者様と関係行政機関との間で事前調整が行われ、接道や排水先の確認や地域地区等の土地利用制限といった、建築確認に不可欠な情報の事前把握がなされることになります。

また、事業ごとに条例独自の建築についての基準を設けており、一定規模より大きな事業につきましては、建築計画の概要と工事の安全対策について、事前に事業者様から周辺住民に対し説明することを義務付けており、周辺住民の要望を聞きながら事業を進めいく制度になっています。

つきましては、建築確認等個別法令に基づく申請を行う前に、所定の手続を済ませていただくよう、貴会の会員の皆様にご周知くださいますようお願い申し上げます。

今回、条例の概要をご案内するチラシに併せて、平成28年8月1日施行を予定している「芦廻間地区計画」のチラシを同封いたしました。会員の皆様への周知にご利用いただければ幸いに存じます。なお、チラシの部数が不足している場合、必要部数を追加で郵送いたしますので、お手数ですが下記担当までご一報ください。

<お問い合わせ>

【条例に関すること】

担当:建設経済部 建築課

電話:0561-73-2049

【地区計画に関すること】

担当:建設経済部 都市計画課

電話:0561-73-3297

「日進市開発等事業に関する手続条例」について

【条例に規定する開発等事業の種類】

- ①戸建て住宅の建築
- ②集合住宅（共同住宅、寄宿舎、下宿、ワンルームマンション、長屋住宅等の建築物）の建築
- ③特定用途建築物（事務所、店舗、飲食店、工場、病院等居住目的以外の建築物）の建築
- ④宅地開発

さらにこれらの事業を、比較的規模の大きなもの【特定開発等事業】と小さいもの【小規模開発等事業】とに分類しています。

【特定開発等事業】=手続期間：おおむね1か月半から2か月

- 3戸以上の集合住宅の建築
- 居住目的以外の延べ面積が100m²を超える特定用途建築物の建築
- 区域面積500m²以上の宅地開発

【小規模開発等事業】=手続期間：おおむね1週間

- 戸建て住宅の建築
- 2戸の集合住宅の建築
- 居住目的以外の延べ面積が100m²以下の特定用途建築物の建築
- 区域面積500m²未満の宅地開発

なお、本条例中の「建築物」や「建築」という概念は、建築基準法上の概念と同一です。従って、建築物の新築、増築、改築、移転については、本条例の手続が義務付けられています。

また、本条例の事前手続を経た事業者様に対しては、特定開発等事業なら事業協定書（別添①）、小規模開発等事業なら事業届出受理書（別添②）を、それぞれ本市から交付しています。建築確認の申請時にそれらの写しを添付してください。

参考までに、本条例の主な条文を別添③に抜粋でまとめました。こちらもお目通しいただければ幸いに存じます。

以上

第25号様式（第12条関係）

特定開発等事業協定書

日進市（以下「甲」という。）とABC株式会社（以下「乙」という。）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇日建第1-〇〇号で受付をした事業区域において行う特定開発等事業（以下「当該事業」という。）の実施にあたり、日進市開発等事業に関する手続条例（以下「条例」という。）第16条及び条例に係る手続等規則第12条の規定に基づき、下記のとおり協定する。

事業区域　日進市蟹甲町池下〇〇〇番

記

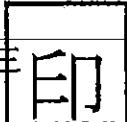
- 1 乙は、条例第7条から第15条までのうち甲と協議した内容及び条例第3章の規定を遵守するものとする。
- 2 乙は、事業協定の締結後、当該事業が完了するまでの間に、計画を変更する場合には、特定開発等事業変更計画書を甲に提出するものとする。
- 3 乙は、当該事業を行うにあたっては、安全対策計画書を遵守し、近隣住民及び周辺住民（以下「近隣住民等」という。）への交通障害等を及ぼさないようにするものとする。やむを得ず安全対策計画書から変更が生じる場合には、速やかに甲に報告するとともに、近隣住民等に説明をするものとする。
- 4 乙は、近隣住民等との間に紛争が生じないように努めるとともに、紛争が生じた場合には、誠意をもって自主的にその解決にあたるものとする。
- 5 乙は、許可・承認申請及び届出を要する場合には、速やかに必要書類を提出するものとする。
- 6 この協定に定めのない事項又は条項に疑義が生じた場合には、各々誠意をもって協議し、これを決めるものとする。

この協定の成立の証として、本書を2通作成し押印の上各々1通を保有するものとする。また、本書は、締結の日から1年以内に事業に着手しない場合には、その効力を失うものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 日進市蟹甲町池下268番地

日進市

市長 萩野 幸 

乙 日進市赤池一丁目〇〇〇番

A B C 株式会社 代表取締役 山田太郎 

(連絡担当責任者 氏名・連絡先)

日進市香久山二丁目〇〇〇番

有限会社日進測量 日進太郎

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

第27号様式(第13条関係)

小規模開発等事業届受理書

		平成〇〇年〇〇月〇〇日
住所		日進市蟹甲町池下〇〇番地
事業者 氏名		日進 太郎 様
日進市長 萩野 幸三		
<p>平成〇〇年〇〇月〇〇日に提出された事業届出書について、日進市開発等事業に関する手続条例第17条及び同条例に係る手続等規則第13条の規定に基づき、下記事項について確認しましたので、事業届受理書を交付します。</p>		
1 事業届出書受付番号	受付年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	受付番号	〇〇日建第2-〇〇号
2 事業の目的	戸建て住宅の建築	
3 事業対象地の地番	日進市蟹甲町池下〇〇番 (土地区画整理事業施行中の場合は、仮換地及び従前地を記入)	
4 確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 地区計画、地区街づくり協定、建築協定 等 <input checked="" type="checkbox"/> 最低敷地面積 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">敷地面積150.00m² 敷地面積につき日進市開発等事業に関する手続条例に係る開発等事業(宅地開発及び建築)に関する基準等規則第3条第1号該当確認</div> <input checked="" type="checkbox"/> 排水計画 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">土木管理課と協議の上、日進市道路管理規則及び日進市公用物管理条例施行規則に基づく許可申請を行うこと。</div> <input checked="" type="checkbox"/> 後退用地について <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">日進市開発等事業に関する手続条例に係る後退道路の基準規則に基づき、後退杭の支給申請を行うこと。又、支給された後退杭の設置後に後退杭設置完了届を提出すること。</div> <input type="checkbox"/> その他の確認事項	

注 本事業届出の事項及び添付図書は、個人情報を除き、その写しを公開します。
本事業届受理書の交付後に、事業に着手してください。

日進市開発等事業に関する手続条例（平成17年10月3日公布 日進市条例第22号）【抜粋】

(目的)

第1条 この条例は、秩序ある土地利用及び良好な住環境の保全並びに安全で快適な都市環境を備えた市街地の形成を図るため、街づくりに関し、市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、開発等事業に関する手續その他必要な事項を定めることにより、市民等、事業者及び市の協働による住み良い街づくりを計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 事業者 開発等事業に係る工事請負契約の発注者又はその代理人及び請負契約によらないで自らその行為をする者をいう。

(4) 開発等事業 次号に規定する特定開発等事業及び第6号に規定する小規模開発等事業をいう。

(5) 特定開発等事業 次に掲げるものをいう。

ア 区域面積500平方メートル以上の宅地開発(次号ア及びイに定めるものを除く。)

イ 集合住宅(次号イに定めるものを除く。)の建築

ウ 特定用途建築物(次号ウに定めるものを除く。)の建築

(6) 小規模開発等事業 次に掲げるものをいう。

ア 戸建て住宅の建築

イ 2戸の集合住宅の建築

ウ 規則で定める小規模な特定用途建築物の建築

エ 区域面積500平方メートル未満の宅地開発

(7) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。

(9) 建築 建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。

(12) 集合住宅 1棟の建築物内に構造上区分された複数戸が独立して住居用途に供することができるものその他規則で定める建築物をいう。

(13) 特定用途建築物 居住目的以外の建築物その他規則で定める建築物をいう。

(開発等事業の事前手続)

第6条 事業者は、開発等事業の施行に当たって許可、認可その他法令に基づく行為(以下「許可等」という。)を要することとされているときは、当該許可等を申請する前に、次条から第18条までに規定する手續を経なければならない。

(事業計画概要書の提出)

第8条 事業者は、特定開発等事業を行おうとするときは、事業計画概要書を市長に提出し、協議しなければならない。

(近隣住民及び周辺住民への説明)

第10条 事業者は、特定開発等事業を行う場合、(中略)速やかに近隣住民及び周辺住民に当該事業計画の内容を説明しなければならない。

2 近隣住民又は周辺住民は、事業者が前項の規定による説明を行わなかったとき又は説明が十分でないと判断したときは、市長に対し、事業者が説明会を開催するよう請求することができる。

(特定開発等事業に対する要望)

第11条 特定開発等事業において、当該事業に関して要望を有する近隣住民及び周辺住民は、事業計画概要書及び第15条第1項に定める事前協議書が公開された日の翌日から起算して14日以内に、その要望を記載した書面(以下「事業要望書」という。)を市長に提出することができる。

(安全対策計画書)

第12条 事業者及び工事施行者は、特定開発等事業を行おうとするときは、工事中の騒音、振動の防止、工事用通過車両の安全対策その他住環境を害さないための必要な措置(以下「安全対策」という。)について定めた安全対策計画書を市長に提出するものとする。

(安全対策に関する説明)

第13条 事業者及び工事施行者は、前条の安全対策について、速やかに近隣住民及び周辺住民に、その内容を説明しなければならない。

(安全対策に対する要望)

第14条 特定開発等事業において、当該事業の安全対策に関する要望を有する近隣住民及び周辺住民は、安全対策計画書が公開された日の翌日から起算して14日以内に、その要望を記載した書面(以下「計画要望書」という。)を市長に提出することができる。

(事前協議書)

第15条 事業者は、特定開発等事業を行う場合、第7条から前条までに規定する手続を経たのち、規則で定めるところにより当該特定開発等事業に係る事前協議書を市長に提出しなければならない。

(特定開発等事業協定)

第16条 市長は、前条に規定する事前協議書が適当であると認める場合は、当該事前協議書に基づき、規則で定めるところにより、当該事業者と書面により当該事業についての特定開発等事業協定(以下「事業協定」という。)を締結するものとする。(後略)

(小規模開発等事業)

第17条 事業者は、小規模開発等事業を行おうとする場合、規則で定めるところにより、当該事業についての小規模開発等事業届出書(以下「事業届出書」という。)を市長に提出するものとする。この場合、事業者は、あらかじめ近隣住民に、当該事業計画の内容を具体的かつ平易に説明し、理解が得られるよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業届出書が提出されたときは、規則で定める事項について確認し、事業者に小規模開発等事業届受理書(以下「事業届受理書」という。)を交付する。(後略)

(事業着手)

第19条 事業者及び工事施行者は、事業協定の締結後又は事業届出受理書の交付を受けた後でなければ開発等事業に着手してはならない。

(勧告)

第50条 市長は、事業者又は工事施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者又は工事施行者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第12条に規定する安全対策計画書に違反して特定開発等事業を行ったとき。
- (2) 第16条第1項に規定する事業協定の内容に違反して特定開発等事業を行ったとき。
- (3) 第19条第2項に規定する着手届を提出せずに特定開発等事業を行ったとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(命令)

第51条 市長は、事業者又は工事施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者又は工事施行者に対して特定開発等事業に係る行為の停止を命じ、違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- (1) 前条に規定する勧告に従わずに特定開発等事業を継続して行ったとき。
- (2) 第8条第1項に規定する事業計画概要書又は第15条第1項の規定による事前協議書を提出せずに特定開発等事業に着手したとき。
- (3) 第16条第1項に規定する事業協定を締結せずに特定開発等事業に着手したとき。

(公表)

第52条 市長は、事業者又は工事施行者が、第50条に規定する勧告又は前条に規定する命令に従わない場合は、事業者又は工事施行者に通知した上で、事業者又は工事施行者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに違反内容を規則で定めるところにより公表するものとする。

2 市長は、前項の規定により公表するときは、あらかじめその事業者又は工事施行者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(罰則)

第59条 第51条の規定に該当することにより行われた命令(第50条第4号に係るものを除く。)に従わずに特定開発等事業を継続した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

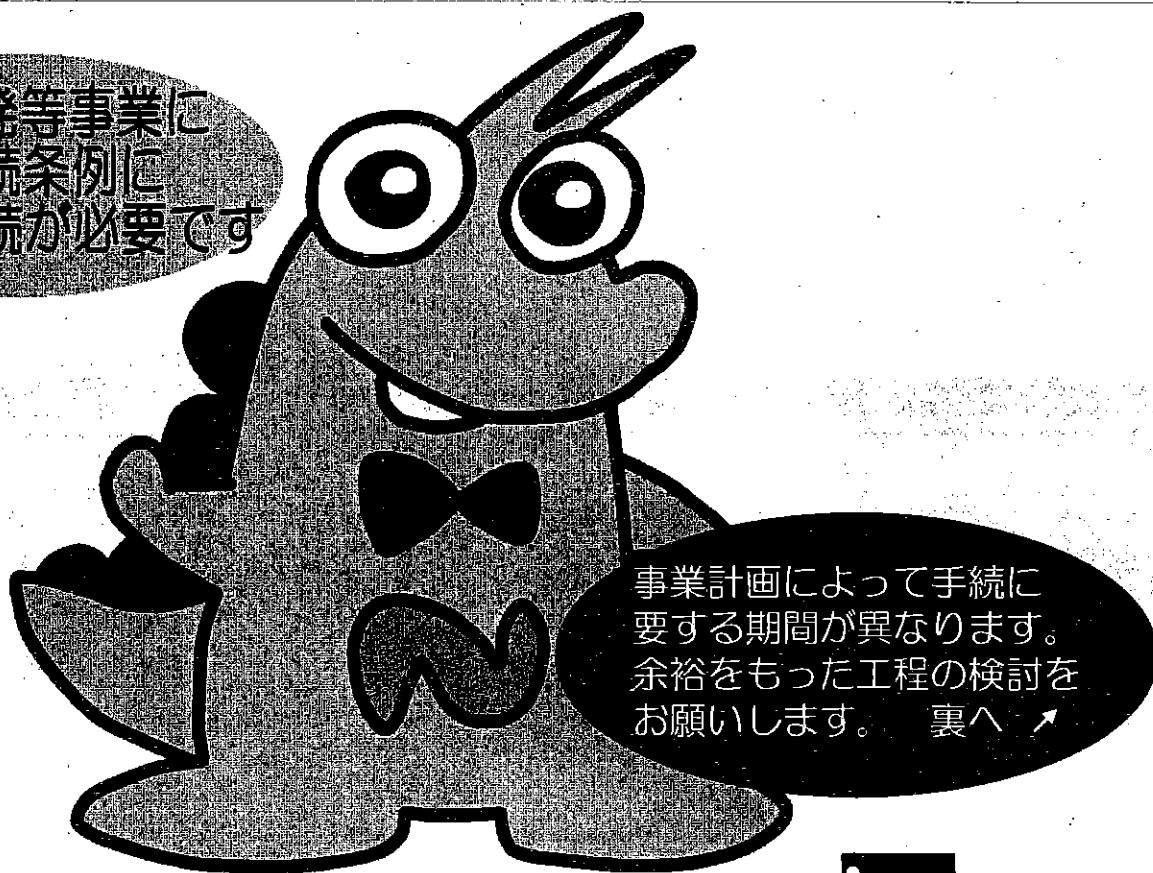
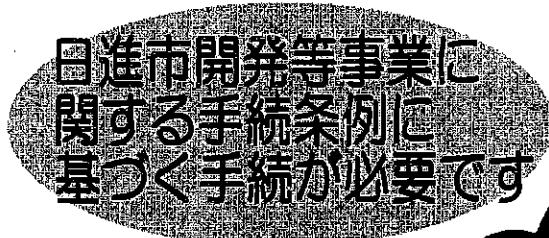
附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

確認申請の前に…

日進市からのお知らせ



ニッキー

くわしくはWEBで

日進市開発等事業に関する手続条例

検索

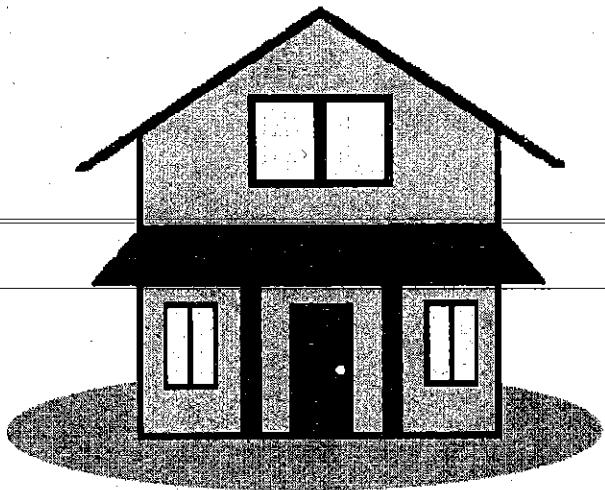
[お問い合わせ]

日進市 建設経済部 建築課

電話 0561-73-2049

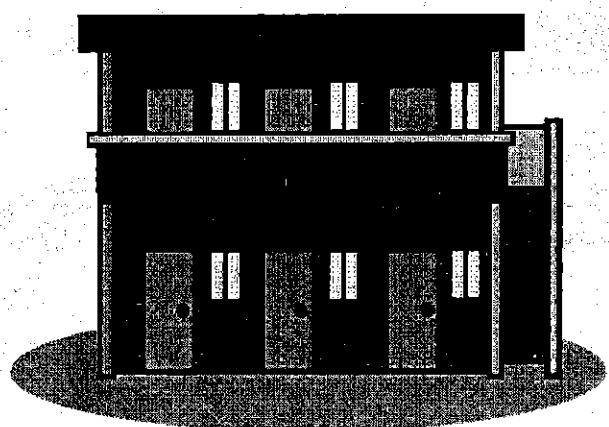
メール kenchiku@city.nisshin.lg.jp

条例手続に要する期間



戸建て住宅

=約1週間



集合住宅

3戸以上
=1.5~2ヶ月

2戸=約1週間



店舗・事務所など

100m²超
=1.5~2ヶ月

100m²以下=約1週間

「日進市開発等事業に関する手続条例」について

日進市内において、以下の事業を実施する場合は、関係する法的手続（都市計画法上の開発・建築許可や建築基準法の建築確認申請、宅地造成等規制法に基づく宅造許可申請など）を開始する前にそれぞれ条例に定める手続を必ず行ってください。手続の詳細につきましては、表の担当課にご確認願います。

事業の種類	事業の規模	開発等事業の分類	担当課
宅地開発	区域面積 500 m ² 以上(単に区画割りする場合も含む) 区域面積 500 m ² 未満(単に区画割りする場合も含む)	特定 小規模	建築課
土地の用途又は 区画形質の変更 ※ 事業内容によっては「日進市土砂 の採取及び埋立てに関する条例」の 手続が必要です。	駐車場・資材置場等の設置、水面の埋立て、 土砂の採取、農地の改良、木竹の伐採 その他土地の造成(区域面積 500 m ² 以上又は 埋立て等に係る土砂の容積が 500 m ³ 以上) 墓地の造成(区域面積 500 m ² 以上)	特定	市街化 区域 調整区域
事務所・店舗・診療所・工場・ 倉庫等非住居用途の建築 集合住宅の建築 戸建て住宅の建築	居住目的以外の用途部分の延べ面積が 100 m ² 超 居住目的以外の用途部分の延べ面積が 100 m ² 以下 3 戸以上 2 戸 敷地面積を問わず	特定 小規模 小規模	建築課 環境課 建築課

【お問い合わせ】 建築課(北庁舎1階) 電話：0561-73-2049
 産業振興課(北庁舎2階) 電話：0561-73-2197
 環境課(本庁舎2階) 電話：0561-73-2843

平成28年8月1日施行予定

芦廻間団地に 地区計画ができます

①建物用途は「戸建て専用住宅」とその附屬建築物に限定

(第一種低層住居専用地域内では「地区集会所」も建築可能)

②隣地境界線からの壁面後退距離は1m以上

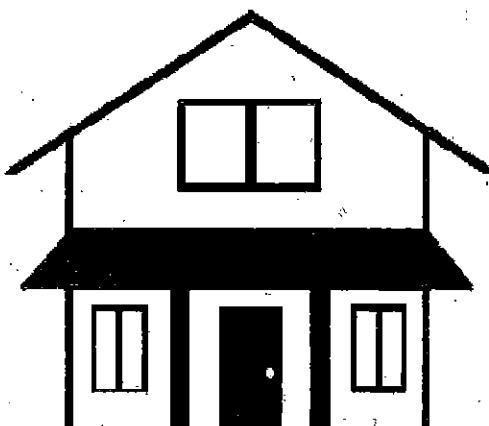
③建築物等の最高高さは9m

適用区域：岩崎町芦廻間地区（裏面をご参照ください）

日進市岩崎町芦廻間・野田・根裏・石兼の各一部

※都市計画決定・建築制限条例
施行に向けて、現在手続を進
めています。

※規制内容や施行日は、今後の
手続の際に変更されることが
あります。



【お問い合わせ】

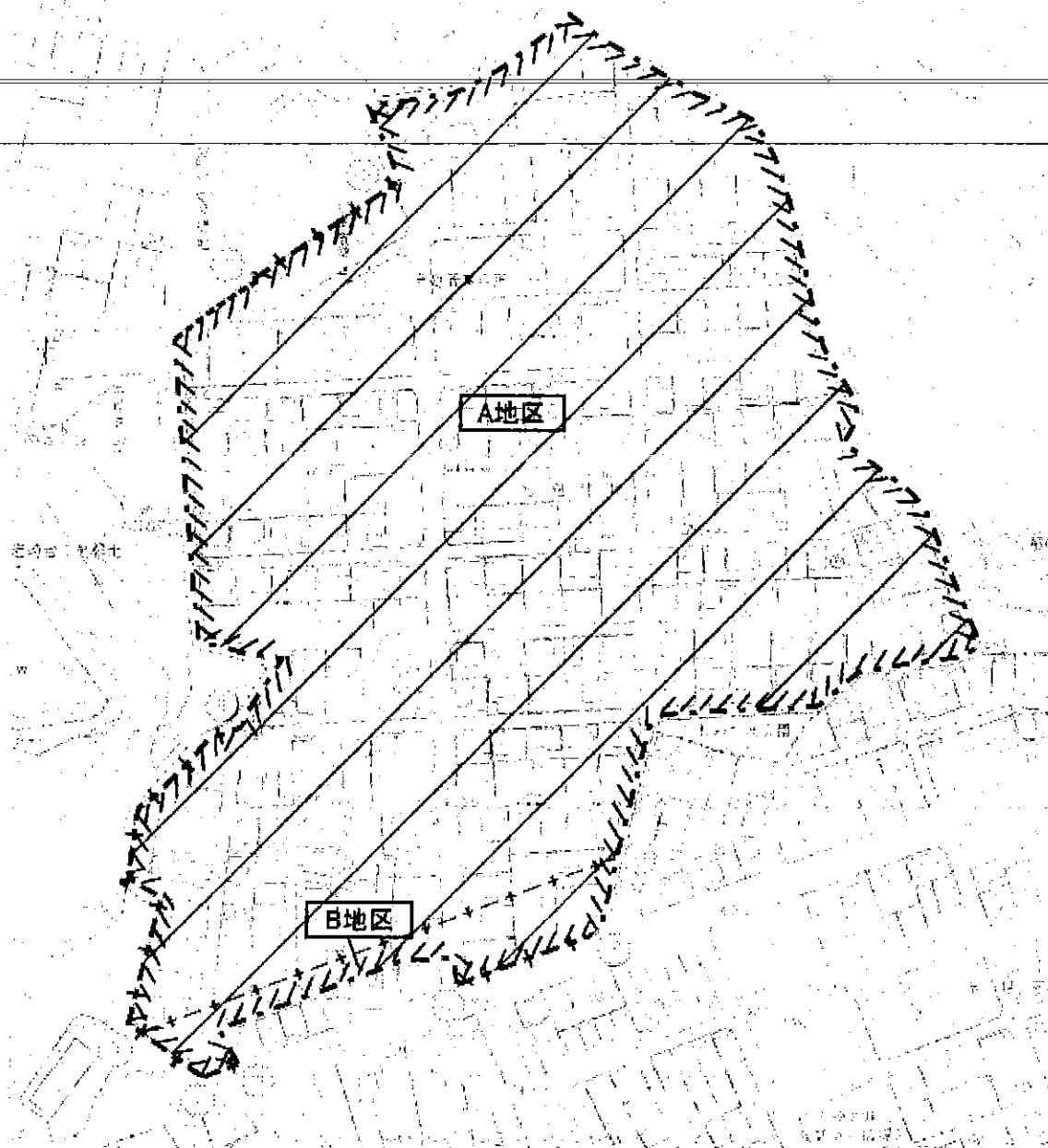
日進市 建設経済部 都市計画課

電話 0561-73-3297

ファクス 0561-73-1871

メール toshikeikaku@city.nissrin.lg.jp

名古屋都市計画 芦廻間地区計画 計画図(案)

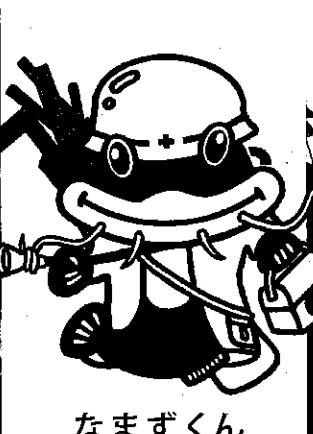
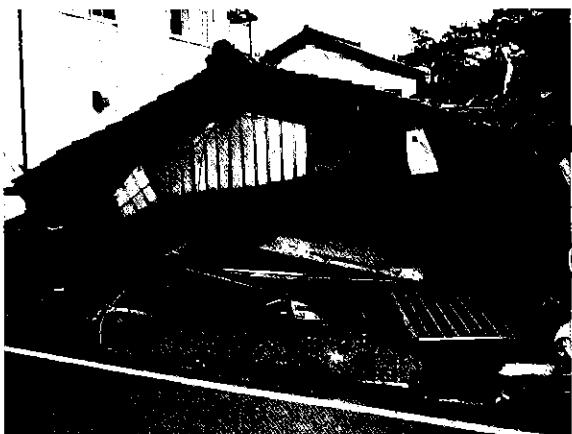


	地区計画区域および地区整備計画区域
	隣地境界: 後退距離1.0m以上

線種	地区計画区域界の種類
---	道路、河川等地形地物の中心を境界とする場合
-----	字界、町界等の行政界を境界とする場合
-+ -	その他の場合

名古屋市 住宅等の耐震化 支援制度のご案内

市では、昭和56年5月31日以前に着工した住宅、
多数の者が利用する建築物などの耐震化を支援し
ています。



なまづくん

昭和56年5月以前の建物は要注意

- ・わたしたちの地域では、南海トラフ巨大地震の危険性が指摘されています。
- ・昭和56年5月31日以前の古い耐震基準により建築された建物は、地震に
対して倒壊しやすいことが分かっています。

まずは耐震診断を

- ・建物の地震に対する安全性は、耐震診断を受けてみないとわかりません。
耐震化を考える最初の一歩として、耐震診断をお勧めします。

新規

平成28年4月から、「要安全確認計画記載建築物」の耐震診断・耐震改修
の助成制度が創設されました。

木造住宅の耐震化



① 無料耐震診断

TEL 052-292-1
FAX 052-411-1

市が指定した耐震診断員が、耐震診断を行います。

無料

対象

- ・昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅(プレハブ、ツーバイフォー工法等は除く)
- ・2階建て以下
- ・名古屋市内にあること

申込方法

申込書を郵送またはFAX

※申込者は、対象住宅の所有者に限ります。

※貸家の場合は、借家人全員の同意が必要です。

申込書の配布場所

耐震化支援室(市役所西庁舎3階)、市ウェブサイト、各区役所総務課、支所、各区消防署総務課

② 耐震改修工事

耐震改修工事費用の一部を助成します。

対象

市の無料耐震診断の結果、1.0未満と判定された木造住宅
(段階的改修の1段階目は0.7未満)

長屋・共同住宅については住戸の数に応じた助成額になっています。

助成額

助成額		一般世帯	非課税世帯※
限度額	助成額	対象工事費の1/2以内	対象工事費の3/4以内
	一般改修	90万円	135万円
	段階的改修	1段階目 40万円	60万円
	2段階目 50万円	75万円	

※住宅所有者の世帯全員が、過去2年間、市民税の課税を受けていない世帯

③ 耐震シェルター・防災ベッド

木造住宅に高齢者などが居住している世帯を対象に、耐震シェルターや防災ベッドを設置する費用の一部を助成します。

対象

- 市の無料耐震診断の結果、0.7未満と判定された木造住宅に
- ・申請時点で65歳以上の方
 - ・障害がある方 などが居住している世帯

助成額

設置費用の1/2以内
一戸あたり20万円まで

支援制度には、記載以外にも助成の条件などがあります。

木造以外の住宅の耐震化



① 耐震診断

耐震診断費用の一部を助成します。

対象

昭和56年5月31日以前に着工した
木造以外の一戸建て住宅、マンション、
長屋

助成額

次のいずれかのうち一番低い額

・耐震診断費用の2/3

・一戸あたり5万円

(一戸建ての場合8万9千円)

・延べ面積により算定される費用(一戸建て除く)

② 耐震改修設計と耐震改修工事

耐震改修設計・耐震改修工事費用の一部を助成します。

対象

耐震診断の結果、「安全な構造で
ない」と判定されたもの

助成額

耐震改修設計: 費用の2/3

耐震改修工事: 費用の約15% (上限あり)

多数の者が利用する建築物の耐震化

耐震診断

耐震診断費用の一部を助成します。

対象

・昭和56年5月31日以前に着工
・多数の者が利用する建物 (学校、病院、
事務所、店舗など) で、一定規模以上のもの

助成額

次のいずれかのうち一番低い額

・耐震診断費用の2/3

・150万円

・延べ面積により算定される費用

耐震診断義務付け建築物の耐震化

要緊急安全確認

大規模建築物

対象
・昭和56年5月31日以前に着工
・不特定多数の者が利用する建
物等 (小中学校、病院、百貨店、ホテ
ルなど) で、一定規模以上のもの

要安全確認計画記載建築物

対象

・昭和56年5月31日以前に着工
・防災拠点建築物 愛知県耐震改修促進計画で指定され
た災害拠点病院、病院群輪番制参加病院、指定避難所
・沿道建築物 愛知県耐震改修促進計画で指定された道路
に接する建築物で、原則、前面道路幅員の1/2に相当す
る高さを超えるもの

報告期限



耐震改修の設計・工事の助成制度があります。 沿道建築物の耐震診断は愛知県の助成制度があります。

詳しくは、事前にお問い合わせください。

その他の耐震化支援

耐震相談員派遣

TEL 972-2787

住宅等の耐震対策についてアドバイスを行うため、耐震相談員を派遣します。

■相談時間

- ・1時間～2時間程度

無料

■相談できる内容

- ・住宅等の耐震診断・耐震改修などの耐震対策に関するご相談

※耐震診断を行つものではありません。

ブロック塀等の撤去

TEL 972-2921

ブロック塀等の撤去費用の一部を助成します。

対象

道路に面する高さ1メートル以上の
ブロック塀等

助成額

次のいずれかのうち一番低い額

- ・撤去費用の1/2
- ・ブロック塀等の長さ1mあたり4,500円
- ・9万円

地域ぐるみ耐震化促進支援事業

TEL 972-2773

町内会などの地域団体が主体となって取り組む地震対策の活動にかかる費用の一部を助成します。

対象事業

・耐震化おすすめ作戦（必須）

地域の方々が、戸別訪問により無料診断の申し込みを
勧めます。

・学習会、講習会など

専門家を招き地震対策について学習します。

助成額

1地区あたり 10万円まで

<助成対象経費の例>

資料印刷代、会場使用料、
講師謝礼など

耐震改修促進のための融資制度、税制

耐震改修工事には、下記の機関の融資制度が利用できる場合があります。また、所得税の特別控除や固定資産税の減額などが受けられる場合があります。

融資の問合先

住宅	住宅金融支援機構
中小企業者の建物	愛知県 日本政策金融公庫

税制の問合先

所得税の特別控除	税務署
固定資産税の減額	市税事務所

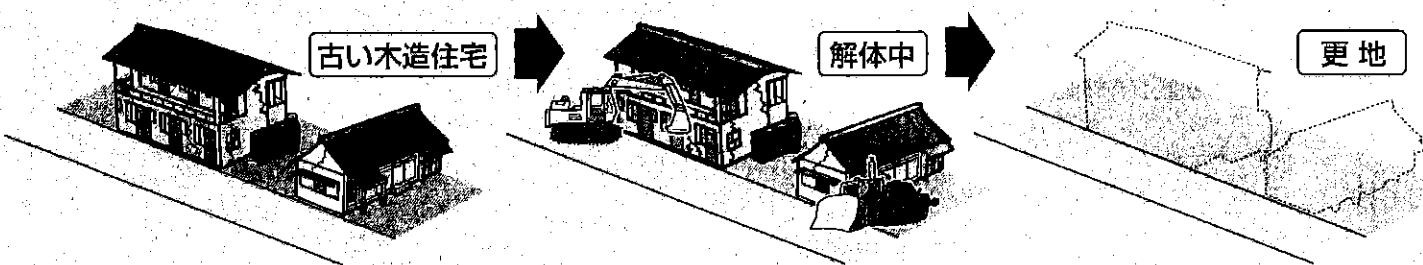
※同時にリフォームを行つた場合は、建物の評価を見直すことがあります。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(市役所西庁舎3階)
名古屋市住宅都市局耐震化支援室 TEL 972-2787 FAX 972-4179

古くなった 木造住宅の 除去費用を 最大40万円 助成します!

老朽木造住宅除却助成

道路が狭く、古い木造住宅が多く残る木造住宅密集地域では、地震のときに建物が壊れて道路をふさいだり、燃え広がったりするおそれがあります。名古屋市では、こうした地域の防災性と住環境の向上を図るために支援をしていきます。



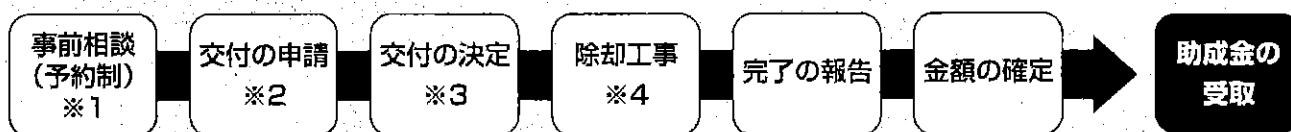
対象建物の主な要件

- ・対象地区（裏面に記載）内にあるもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅
- ・居住の用に使用しているもの

助成金額

- ①と②のうち、低い額の1/3を助成（上限額40万円）
①対象建物を除却する費用
②対象建物の延床面積×9,600円/m²

手続きの流れ



※1：助成要件等の確認のため事前相談が必要です。

※2：申請の締切は1月末日になります。

※3：交付決定前に除却工事に着手すると助成の対象となりません。

※4：除却後の固定資産税・都市計画税の取り扱いについては、その物件を担当する市税事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先

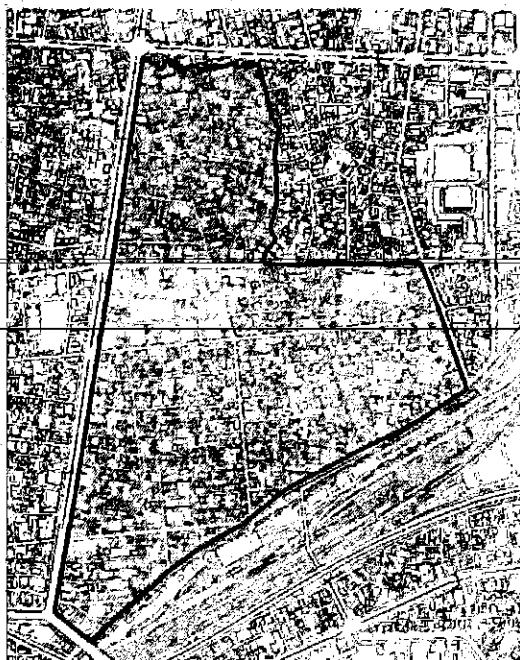
名古屋市 住宅都市局 市街地整備課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（市役所西庁舎）

TEL. 052-972-2759 FAX. 052-972-4163

対象地区

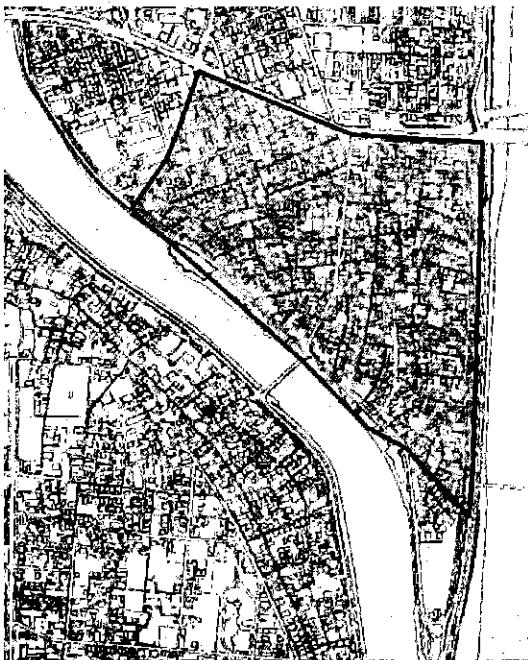
米野地区(中村区)



御劍地区(昭和区・瑞穂区)



下之一色地区(中川区)



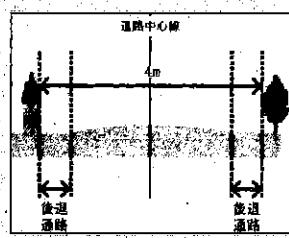
笠寺地区(南区)



米野地区、御剣地区については以下の事業も行っています

生活こみち整備促進事業

狭い道路に面した建物を建替える時等にできる後退用地を、一般の方方が通れる通路として整備する場合、その整備費用等の一部を助成する事業です。



機械式立体駐車場での事故に御注意ください！

機械式立体駐車場では、利用者が機械に挟まれ死亡するなどの事故が発生しています。車を載せて動かすために大きな力が働くので、ひとたび事故が生じた場合には、重大な事故になっています。

駐車場を利用する場合には、以下に注意して安全に利用しましょう！また、改めて取扱説明書を確認したり、安全講習等を受けて、車載パレットの動き、操作盤の操作方法、緊急時の対処方法等を確認してください。

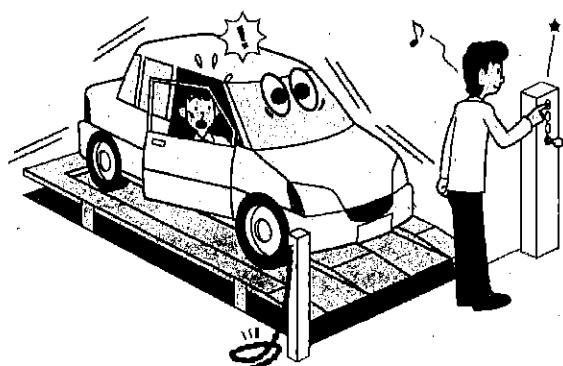
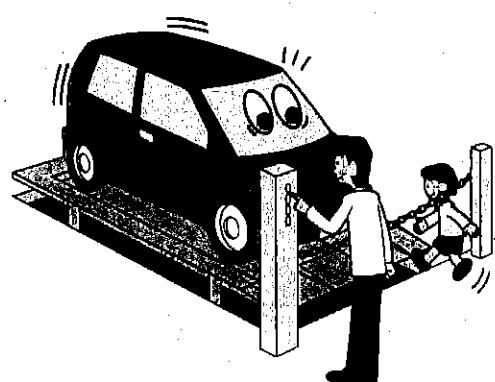


運転者以外は中に入らないで下さい

運転者以外は装置の外で乗降してください。やむを得ず、幼児等を同乗させたまま入庫する場合には、装置から退出したことを必ず自ら確認の上、操作してください。

子どもが装置に近付かないように細心の注意を払いましょう

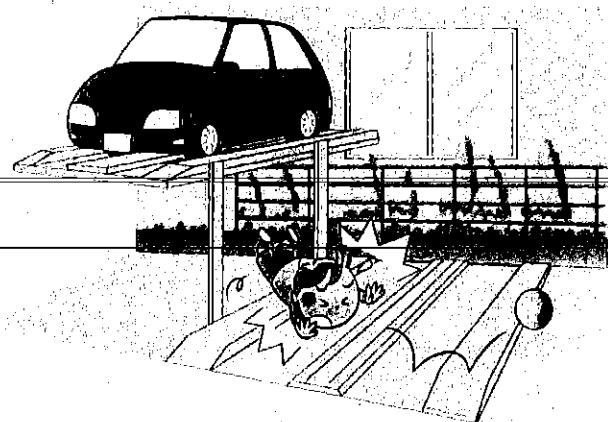
特に機械の操作中に目を離してしまい、子どもの動きに気が付かないことがあります。また、停止しているときでも、装置の隙間に転落する事故が発生しています。子どもとは常に手をつなぎ、目を離さないようにしてください。



他人の鍵が挿さっているときは使用中です

操作盤に他の人の鍵が挿さっている場合は、人が装置内に残っている可能性が高いため、絶対に操作をしないで下さい。

二段方式・多段方式の注意点



- 死角に人がいるかもしれません。隅々まで確認してください。

操作盤の位置からでは、車の陰になつて見えない場所もあります。人が隠れていないか必ず確認してください。

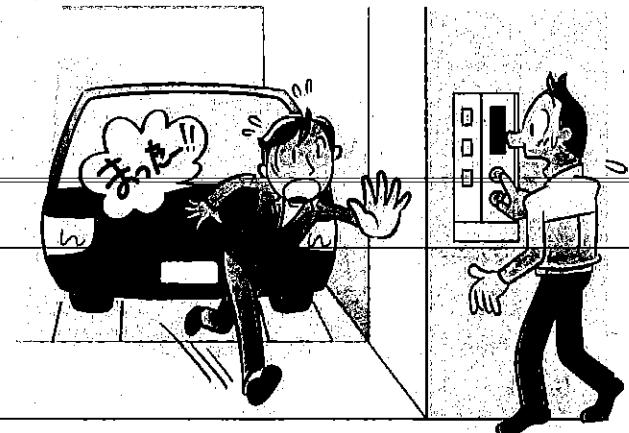
- 装置内へ人が立ち入らないようにしてください。

装置の前面にチェーンがある場合は、必ず掛けしてください。

- 操作盤の昇降ボタンを器具等で固定して使用しないでください。

昇降ボタンを器具等で固定すると、安全機能が働かないため、直ちに停止させることができず危険です。

エレベータ方式の注意点



- センサー等に頼らずに、自分の目で装置内に人がいないことを確認してください。

人感センサーは、装置内に人が残っていても感知しない場合があります。また、車内の方は感知できません。そのため、安全装置が働かないこともあります。

- 装置内への閉じ込め等、不測の事態が発生した場合には、

- 迷わず、非常停止ボタンを押してください。

- 至急、操作盤に記載されている緊急連絡先へ連絡してください。

機械によっては、僅かな時間で危険な状態になることがあります。あらかじめ、操作盤及び装置内のどこに非常停止ボタンがあるかを確認してください。

立体駐車場工業会では、機械式駐車装置を安全にご使用いただくため、アニメーション動画を作成し、ホームページ (<http://www.ritchu.or.jp/>) で公開しています。